

## 第92回 宇部市都市計画審議会 議事録（概要）

<b>【日 時】</b>	令和2年8月24日（月）13時55分～15時40分
<b>【場 所】</b>	宇部市役所 4階 第2・3・4委員会室
<b>【出席者】</b>	9名
<b>【欠席者】</b>	1名
<b>【幹 事】</b>	4名
<b>【関係部署】</b>	6名
<b>【傍聴者】</b>	0名
<b>【次 第】</b>	<p>1. 議案〈審議事項〉</p> <p>第1号 宇部都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（県決定）</p> <p>第2号 宇部都市計画及び山口都市計画下水道の変更について（県決定）</p> <p>第3号 宇部都市計画下水道の変更について（市決定）</p> <p>2. その他</p> <p>宇部市都市計画マスタープラン（改訂版）の進行管理について（報告）</p>
<b>【議 事】</b>	<p>1. 議案〈審議事項〉</p> <p>第1号 宇部都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（県決定）</p> <p><b>事務局から説明</b></p> <p><b>（質疑応答）</b></p>
（委 員）	<p>主要用途の配置の方針について、商業地・業務地は、どのような機能を持たせようとしているのか。また、線引きせずどのように誘導しようと考えているのか。</p>
（事務局）	<p>立地適正化計画に基づき、将来都市構造の形成のため、「宇部駅周辺」、「黒石」、「岬」、「西岐波」を地域拠点として設定し、まちづくりの整合を図っている。</p>

(事務局)	<p>線引きについては、宇部市では特定用途制限地域を設定しており、用途制限を行うことで、線引きほどの効力はないものの、郊外の開発を抑制していると判断している。</p>
(委員)	<p>この区域マスタープランは、どういう目的やイメージで中心市街地を作るのかという、理念が伝わらない。</p>
(事務局)	<p>区域マスタープランは県が定めるもので、都市計画の上位計画となるため、詳細な部分までは定められていない。この計画を基に、市町村の定める市町村マスタープランや平成30年度に策定した立地適正化計画があり、少し具体化した計画となる。</p> <p>さらに、商業地などのまちづくりの方針は、宇部市中心市街地活性化基本計画において定めている。</p> <p>このように上位計画である区域マスタープランに沿った具体的な計画を個別に定めている。</p>
(会長)	<p>「基本的にこういう方向性でまちづくりをしてほしい」という方針が、今回の区域マスタープランであり、その枠の中で具体的に何をどうするのかは、宇部市が考えていくところになる。</p> <p>また、今回の区域マスタープランの変更は、宇部市に限らず、各市の考え方に配慮した形になっている。例えば、設定した地域拠点については、宇部市の立地適正化計画と整合を図っている。</p>
	<p><b>(審議結果)</b></p> <p>議案第1号 宇部都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について (県決定)</p> <p><b>《全会一致で適当と認められた》</b></p> <p>第2号 宇部都市計画及び山口都市計画下水道の変更について (県決定)</p> <p>第3号 宇部都市計画下水道の変更について (市決定)</p> <p><b>関係部署から説明</b></p>

	<b>(質疑応答)</b>
(会 長)	住民に対して行った説明について、住民説明会等の状況や住民からの意見などを確認したい。
(関係部署 1)	<p>宇部市側の公共下水道の未普及地域については、令和元年 8 月から関連する自治会長に説明のうえ、自治会単位の説明会や個別説明などにより、随時対応している。</p> <p>また、住民からの意見として、「厚南地域など下水道の整備に年数がかかり過ぎていること」、「合併浄化槽を設置する場合の上乗せ補助の開始時期」、「必ず合併浄化槽に転換しなければいけないのか」、などの質問があり、住民との対話により、概ね了解を得ている。</p>
(関係部署 2)	<p>宇部・阿知須公共下水道組合（以下、「組合」という。）側の公共下水道については、令和元年 1 1 月から令和 2 年 2 月までに計 9 回の地元説明会を開催している。</p> <p>また、住民からの意見として、「すでに合併浄化槽を設置した場合の上乗せ補助の適用の有無」、「合併浄化槽からの処理水の排水にかかる水路等の管理者との協議について」、「合併浄化槽の維持管理の費用に対する上乗せ補助の有無」、などの質問があり、組合側も住民との対話により、概ね了解を得ている。</p>
(委 員)	公共下水道の区域縮小はやむを得ないと思うが、公共下水道から合併浄化槽に転換した場合、合併浄化槽は個人が管理することになるのか。また、空家や放置された住宅の合併浄化槽の管理に対して、どのように対処していく考えか。
(関係部署)	浄化槽法に基づき、設置者が点検等を行う必要があるが、現状は維持管理業者に依頼し、維持管理を行っている。
(委 員)	下水道の区域から外れる区域で、下水道の整備済み区域はあるのか。
(関係部署)	整備済み区域は含まれていない。

<p>(委 員)</p>	<p>公共下水道から合併浄化槽に転換するなかで、現状の業者だけで合併浄化槽の設置、そして維持管理に対応することはできるのか。将来的には業者も人員不足が心配されるが、宇部市で何か対策はあるのか。</p>
<p>(関係部署)</p>	<p>宇部市の維持管理業者は現在5社あり、その5社で各地域を分担して維持管理を行っている。維持管理については、特別な条件等も必要であるため、今後も、現在の業者での対応を予定している。</p>
<p>(委 員)</p>	<p>組合側の排水区域について、変更後の排水区域の境界では、一部でも排水区域内であれば、下水道が使用できるのか。また、今後この排水区域を変更することはあるのか。</p>
<p>(関係部署)</p>	<p>前面の道路との高低差など、現地の状況にもよるが、一部でも排水区域内で接続可能であれば、公共下水道を使用してもらいたい。また、排水区域の変更についても、現地の状況等により、柔軟に対応する必要があると考えている。</p>
<p>(委 員)</p>	<p>公共下水道から合併浄化槽に転換していくなかで、今の業者だけでは、浄化槽法で定める合併浄化槽の維持管理が困難と考える。合併浄化槽の維持管理の業者を増加させ、検査権限を広げることにはできないのか。</p>
<p>(関係部署)</p>	<p>現在、市内5社で合併浄化槽の維持管理が行われている。市の担当課からは、現時点で維持管理業者を増加することは考えていないと聞いている。しかしながら、今後、宇部市が公共下水道から合併浄化槽に方針転換することにより、浄化槽が増えることで、合併浄化槽の維持点検が疎かになり、適切に処理されない可能性がある場合は、検討する必要があると考えられる。</p>
<p style="text-align: center;"><b>(審議結果)</b></p> <p style="text-align: center;">議案第2号 宇部都市計画及び山口都市計画下水道の変更について(県決定)</p> <p style="text-align: center;"><b>《全会一致で適当と認められた》</b></p>	

議案第3号 宇部都市計画下水道の変更について（市決定）

《全会一致で可決された》

【報告】

2. その他

宇部市都市計画マスタープラン（改訂版）の進行管理について（報告）

事務局から報告

（質疑応答）

（会長）

今年度から、都市計画道路の見直しを進めているとの説明であるが、過去に都市計画決定したにも関わらず、数十年経ってもなかなか実現できない路線もあると認識している。見直しにより、今までよりはスケールダウンする話となるため、様々な意見があり、難しいとは思われるが、見直しの必要性を感じている。